

障 発 0805 第 7 号  
平成 23 年 8 月 5 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

#### 精神保健福祉士実習指導者講習会の実施について

精神保健福祉士実習指導者講習会（以下「実習指導者講習会」という。）については、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 23 年厚生労働省告示第 279 号。以下「基準告示」という。）により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準について、今般、別添のとおり精神保健福祉士実習指導者講習会実施要領を定めたので、実習指導者講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、この要領によることとし、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしたので通知する。

別 添

## 精神保健福祉士実習指導者講習会実施要領

### 1 実習指導者講習会の実施主体

精神保健福祉士実習指導者講習会（以下「実習指導者講習会」という。）の実施主体は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 23 年厚生労働省告示第 279 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

### 2 実習指導者講習会実施の届出

- (1) 実習指導者講習会の実施者は、当該講習会の実施前に、厚生労働大臣へ様式 1 により届出を行うこと。（提出先：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- (2) 実習指導者講習会の実施者は、当該講習会の終了後、速やかに様式 2 による実習指導者講習会修了者名簿を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課へ届出を行うこと。  
なお、実施者においても、受講生からの照会等に対応できるよう、実習指導者講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。
- (3) 実習指導者講習会の実施者が当該講習会を取りやめる場合は、その旨を速やかに厚生労働大臣まで届出を行うこと。（提出先は（1）に同じ。）

### 3 実習指導者講習会の内容

- (1) 実習指導者講習会の具体的な内容は、別表の内容以上とすること。また、実習指導者講習会の実施者において別表の内容すべてを実施する必要があること。
- (2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないものとする。ただし、その場合においても、読み替え前の科目において定める別表の内容以上とすること。
- (3) 当該講習会の講師として 1 又は複数の科目を担当した経験を有する者であって、当該者が当該講習会を受講する場合にあつては、実施者は、当該者が担当した 1 又は複数の科目について、当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができるものであること。

### 4 実習指導者講習会の講師

実習指導者講習会の講師は、次のいずれかに該当するものであることが望ましいこと。

- (1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者
- (2) 精神保健福祉士養成施設又は精神保健福祉士学校の専任教員として5年以上の教歴を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

#### 5 実習指導者講習会の施設設備

実習指導者講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

#### 6 実習指導者講習会の開講時期及び開講パターン

実習指導者講習会の実施者は、現に就労している者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

#### 7 その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

## 別 表

科 目 名	授業形式	時間数	内 容
精神保健福祉援助実習指導概論	講義	1	① 精神保健福祉士養成教育の概要と実習教育の位置づけ ② 精神保健福祉援助実習の意義 ③ 精神保健福祉援助実習指導者に求められる能力の理解
	演習	1	
現場実習マネジメント論	講義	1. 5	① 現場実習マネジメントの意義 ② 現場実習マネジメントの定義とその必要性 ③ 実習マネジメントにおける必要な視点と具体的なポイント ④ 倫理に基づく精神保健福祉士業務の実践
	演習	1	
実習スーパービジョン論	講義	2. 5	① スーパービジョンの意義と目的 ② ソーシャルワークのスーパービジョン ③ 実習スーパーバイザーの役割と機能 ④ 実習指導におけるスーパービジョンの展開 ⑤ 実習スーパービジョンの特徴と課題
	演習	1	
実習指導方法論－総論	講義	2	① 実習の構成要素 ② 実習指導者の姿勢と基本的視点 ③ 実習指導の考え方
	演習	1	
実習指導方法論－各論	講義	1. 5	① 実習機関と実習内容のバリエーション ② 実習指導プロセスと実際
	演習	2	
合 計		14. 5	

様式1

## 精神保健福祉士実習指導者講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる 事務所の所在地	電話番号：			
講習会を実施する会場の 所在地				
開催期間				
受講定員				
講習会の内容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名

(注) 実習指導者講習会を複数実施する場合は、当該講習会毎に別様とすること。  
開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

平成 年 月 日

法人・機関名：\_\_\_\_\_

法人・機関代表者氏名：\_\_\_\_\_

